

国民健康保険税の税率が変わります

4月1日から国保税の算定方法の1つの資産割を廃止しました。資産割廃止に伴い、国保税の税率が変わります。

なぜ税率の改正が必要なのか

市の国保税の税率は平成30年度以降、改正せず運営してきました。しかし、団塊世代が75歳になり、後期高齢者医療制度への移行により、急激に加入者が減少しました。また、1人当たりの医療費も増加傾向にあり、国民健康保険財政は厳しい状況となること

が予想されます。
このような状況を踏まえ、令和6年度から国保税の税率を改正することになりました。加入者の皆さんには、ご理解ご協力をお願いします。

国保税の内訳 ▽医療給付費分(医療費の支払いに使用) ▽後期高齢者支援金分(後期高齢者医療制度を支える財源) ▽介護納付金分(介護保険制度を支える財源)

算出方法 医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付

金分について、それぞれ①③を合計して算出します。
①所得割Ⅱ加入者の前年の所得に応じて算出②均等割Ⅱ加入者数に応じて算出③平等割Ⅰ世帯ごとの算出

改正後の税率一覧

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
改正前	所得割：5.00% 資産割：24.20% 均等割：2万3,400円 平等割：1万8,000円	所得割：2.20% 資産割：10.80% 均等割：1万0,200円 平等割：7,900円	所得割：2.20% 資産割：14.10% 均等割：1万2,200円 平等割：6,400円
改正後	所得割：7.25% 資産割：廃止 均等割：3万0,700円 平等割：2万1,300円	所得割：2.91% 資産割：廃止 均等割：1万1,900円 平等割：8,300円	所得割：2.44% 資産割：廃止 均等割：1万2,600円 平等割：6,400円

モデル世帯課税額の一例

65歳以上の夫婦

世帯の状況
▷介護分該当なし ▷所得100万円(夫は210万円の年金収入、妻の所得は0円) ▷2割軽減該当
改正後の国保税(一例)
改正前=13万2,900円 改正後=14万9,600円

40代夫婦と子ども2人

世帯の状況
▷介護分該当 ▷所得260万円、妻の所得は0円 ▷軽減非該当
改正後の国保税(一例)
改正前=41万9,500円 改正後=50万4,900円

問い合わせ ▽国保の制度Ⅱ
保険年金課(☎402822) ▽
国保税の計算Ⅱ税務課(☎402803) ▽国保税の納付Ⅱ
納税相談課(☎402831)

介護保険負担限度額認定証の申請・更新

申請・問い合わせ 介護保険課(☎402292)

介護保険施設や短期入所を利用している場合には、これらの施設でかかる居住費や食費を収入に応じて軽減する制度があります。この制度を利用するには申請をして「介護保険負担限度額認定証」の交付を受ける必要があります。
対象 下表の収入状況の要件・預貯金などの資産要件に当てはまる人
※対象外の場合でも高齢者夫婦世帯・親子世帯などは「特別減額措置」の対象となる場合があります

申請に必要な物 ▽申請書 ▽本人および配偶者の印鑑 スタンプリ印不可 ▽本人および配偶者の預貯金通帳などの写し
※申請書は介護保険課・介護保険施設・市ホームページにあります

認定証の更新
現在交付されている認定証の有効期限は7月31日(水)です。8月以降も必要な人は8月30日(金)までに更新の手続きをしてください。

利用者負担段階	収入状況の要件	預貯金などの資産要件
第1段階	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人	単身…1,000万円以下 夫婦…2,000万円以下
第2段階	・合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の人	単身… 650万円以下 夫婦…1,650万円以下
第3段階①	・合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円を超え、120万円以下の人	単身… 550万円以下 夫婦…1,550万円以下
第3段階②	・合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間120万円を超える人	単身… 500万円以下 夫婦…1,500万円以下

※世帯には世帯分離をしている配偶者を含みます

限度額認定証と限度額適用・標準負担額減額認定証の申請・更新(マイナ保険証利用の人は必要ありません)

国民健康保険と後期高齢者医療では、1カ月にかかる医療費の支払いを一定額までに抑えたり、食事代を減額したりする制度があります。この制度を受けるには、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の申請をする必要があります。入院の予定がある人や医療費が高額になる可能性のある人は、事前に申請をしてください。また、マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きがなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、ぜひマイナ保険証を利用してください。

対象 ▽国民健康保険加入者(70~74歳の場合は現役並み所得者Ⅱ、Ⅰの人または住民税非課税世帯の人) ▽後期高齢者医療加入者Ⅱ現役並み所得者Ⅱ、Ⅰの人または住民税非課税世帯の人

申請方法 次のいずれかの方

表1 70歳未満の人の自己負担限度額(月額)

区分		3回目まで	4回目以降
上位所得者	ア 基礎控除後の所得が901万円を超える世帯	25万2,600円+(医療費-84万2,000円)×1%	14万0,100円
	イ 基礎控除後の所得が600万円を超え901万円以下の世帯	16万7,400円+(医療費-55万8,000円)×1%	9万3,000円
一般	ウ 基礎控除後の所得が210万円を超え600万円以下の世帯	8万0,100円+(医療費-26万7,000円)×1%	4万4,400円
	エ 基礎控除後の所得が210万円以下の世帯	5万7,600円	
非課税	オ 住民税非課税世帯	3万5,400円	2万4,600円

表2 70歳以上の人の自己負担限度額(月額)

区分		外来（個人ごと）	入院＋外来（世帯ごと）
3割	現役並みⅢ （課税所得690万円以上）	25万2,600円＋（医療費－84万2,000円）×1% （4回目以降の場合 14万0,100円）	
	現役並みⅡ （課税所得380万円以上 690万円未満）	16万7,400円＋（医療費－55万8,000円）×1% （4回目以降の場合 9万3,000円）	
	現役並みⅠ （課税所得145万円以上 380万円未満）	8万0,100円＋（医療費－26万7,000円）×1% （4回目以降の場合 4万4,400円）	
2割	一般	1万8,000円 （年間上限 14万4,000円）	5万7,600円 （4回目以降の場合 4万4,400円）
	低所得者Ⅱ	8,000円	2万4,600円
	低所得者Ⅰ		1万5,000円

表3 後期高齢自己負担限度額(月額)

区分		外来(個人ごと)	入院+外来(世帯ごと)
3割	現役並みⅢ (課税所得690万円以上)	25万2,600円+(医療費-84万2,000円)×1% (4回目以降の場合 14万0,100円)	5万7,600円 (4回目以降の場合 4万4,400円)
	現役並みⅡ (課税所得380万円以上690万円未満)	16万7,400円+(医療費-55万8,000円)×1% (4回目以降の場合 9万3,000円)	
	現役並みⅠ (課税所得145万円以上380万円未満)	8万0,100円+(医療費-26万7,000円)×1% (4回目以降の場合 4万4,400円)	
2割	一般Ⅱ	1万8,000円または (6,000円+(医療費-3万円)×10%) の低い方を適用 (年間上限14万4,000円)	2万4,600円 1万5,000円
	一般Ⅰ	1万8,000円 (年間上限 14万4,000円)	
1割	低所得者Ⅱ	8,000円	
	低所得者Ⅰ		

※過去12カ月の間に外来+入院(世帯)の高額療養費の支給を4回以上受けている場合は、4回目から多数回該当となり、限度額が下がります

現在使っている各種認定証の有効期限は7月31日(水)までです。

国民健康保険の人

有効期限を過ぎた後も引き続き認定証を利用する場合は、再度の申請が必要です。8月1日(木)以降に保険年金課窓口

または電子申請で申請前年度に限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けている人は、後期高齢者医療被保険者証に同封して郵送します。対象でなくなった場合は

送付しませんので、再度の申請をする際は保険年金課窓口または電子申請で申請

問い合わせ 保険年金課▽国民健康保険加入者Ⅱ国保係(☎402822) ▽後期高齢者医療加入者Ⅱ医療年金係(☎402259)